

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	養殖施設損傷
発生日時	令和元年12月21日 03時30分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市大船渡港 大船渡港珊瑚島南灯台から真方位180°680m付近 (概位 北緯39°01.7′ 東経141°43.6′)
事故の概要	貨物船第一天照丸は、北北西進中、右転して漁業区画に進入し、かき養殖施設を損傷した。
事故調査の経過	令和元年12月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第一天照丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	134850、蛭子海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし かき養殖施設 幹縄に切損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、大船渡港港奥の予定岸壁に向け、船長が単独で入港操船に当たり、レーダー及び可航水域が表示されたGPSプロッターを作動させ、主機を極微速力前進とし、自動操舵によって大船渡市尾崎南西方沖を北北西進していた。</p> <p>船長は、昼間に3回ほど大船渡港に入港した経験があり、夜間の入港は初めてであったものの、目視によって漁業区画の境界を示す赤色の灯浮標を右舷方に見ながら航行すれば、安全に港奥に向かうことができると思い、尾崎北西方沖の灯浮標を右舷前方に見ながら航行を続けた。</p> <p>船長は、尾崎北西方沖の灯浮標から視線を外し、左舷方を確認したのち、前方を向いたところ、尾崎北西方沖の灯浮標を見失っていたものの、次の目標である浅間埼西方沖の灯浮標が右舷前方に見えたので、右転する時機と思い、自動操舵のダイヤルを右に回した。</p> <p>本船は、尾崎北西方沖の灯浮標を左舷方に見る態勢で航行を続け、尾崎西方沖の漁業区画に進入し、かき養殖施設を損傷した。</p>
分析	本船は、北北西進中、船長が目標としていた尾崎北西方沖の灯浮標を見失った際、次の目標である浅間埼西方沖の灯浮標に向けて右転する時機と思い、右転したことから、尾崎西方沖の漁業区画に進入し、かき養殖施設を損傷したものと推定される。

	<p>船長は、灯浮標の目視で安全に港奥に向かうことができると思い、作動させていたレーダー及びGPSプロッターを使用していなかったものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、北北西進中、船長が目標としていた尾埼北西方沖の灯浮標を見失った際、次の目標である浅間埼西方沖の灯浮標に向けて右転する時機と思い、右転したため、尾埼西方沖の漁業区画に進入し、かき養殖施設を損傷したものと推定される。</p>
再発防止策考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・夜間における船位の確認は、目視だけに頼らず、レーダー及びGPSプロッターも活用すること。